令和８年８月発行　第２９号

ひかわ参道だより



令和8年10月26日から

氷川参道の歩行者専用区間を拡大します

歴史と緑を守り、より安全で歩きやすい参道とするため、歩行者専用区間を拡大します。

画像はイメージです

令和８年10月26日（月）午前10:00から



今回歩行者専用化する区間

10月26日から変わること

歩行者

参道全体を通行できます

自動車

一般車両は通行できません

※許可車両は通行可能

自転車

歩行者を優先し、
徐行する義務があります

交通規制イメージ



写真はイメージです

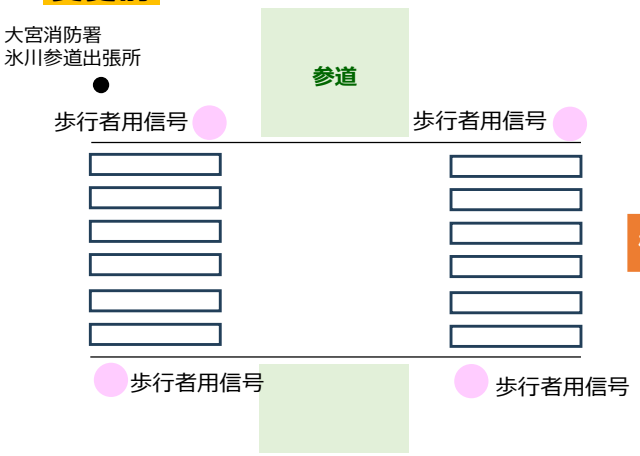
舗装工事等は、令和9年度以降を予定

裏面もご覧ください。

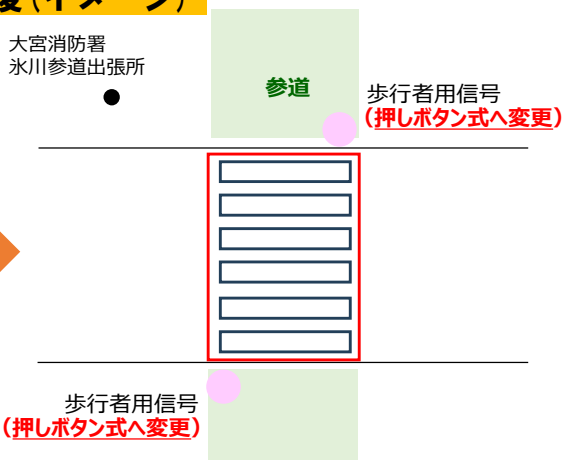
南大通東線との交差点が変わります

歩行者専用区間の拡大に伴い、南大通東線との交差点の横断歩道と信号が変わります

変更前



変更後（イメージ）



※歩行者専用化開始後、令和８年内をめどに変更予定

よくあるお問い合わせ

通行許可の対象は？



車庫などへの出入りに氷川参道を走行する以外の代替手段が無い場合や、福祉車両など社会生活上やむを得ない理由で通行が必要な場合には、警察に申請できます。
法令に基づき、個々の事情を考慮して許可が出されるものです。

東西に横断できますか？



交差点では自動車による東西方向の横断が可能です。

※横断の際は、一時停止のうえ周囲の安全確認をお願いします。

自転車はどこを通行すればよいですか？



自転車は、歩行者を優先し、進行方向**左側**を**徐行**で走行してください。
歩行者の近くを通行する際は、十分注意してください。

歴史と緑を守る快適な参道へ

氷川参道は、全長約2kmにわたり、約650本の樹木が立ち並ぶ美しい並木道です。

地元から歩行者専用化の要望を受け、長年地域住民と行政が協働して課題解決を進めてきました。

歴史的・文化的資産であるこの参道を緑のシンボルとして保全するとともに、安全で快適に歩行できる空間とするため、歩行者専用化を実施します。



今後の予定

令和8年10月26日
- 歩行者専用化の開始
- 車止め設置（道路安全対策）

令和９年度以降
- 道路設計の実施
- 工事の実施

より魅力ある参道とするため、整備に向けた設計および工事を順次実施します。

詳しい情報は、市HPをご覧ください ▶

【発行元】 さいたま市 都市局 都心整備部 氷川参道対策室 （大宮区役所6階）
さいたま市
電話番号 ０４８－６４６－３１２２
ＦＡＸ ０４８－６４６－３１２３
Email hikawasando-taisaku@city.saitama.lg.jp



このチラシは8,000部作成し、1部あたりの印刷経費は15円(概算)です。